

家事受付をご利用のみなさま

来庁者の滞在時間を短くし、密集を避けるために、当面次のとおり、
ご協力をいただいております。

- ◆ 申立書などの受付では、形式的な事項のみの確認とさせていただきます。
- ◆ 後日、申立て内容の確認や資料の追加依頼をすることがあります。
- ◆ 家事手続案内については、原則として実施を見合わせております。審判前の保全の申立て等に関するものなど、急を要する事情がある場合には、ご相談ください。
- ◆ 子の氏の変更許可につき、事件を受けた当日に審理を行う事件処理（いわゆる即日審判）についても、実施を見合わせております。
- ◆ 申立書は、郵送でも受け付けております。